なごみ
和だより
No.284

発行者
公益社団法人 和歌山納税協会

編集発行責任者
宮井計英

和歌山市雑賀屋町16
電話(073)423-8805

臨時総会・理事会

令和四年九月二十二日（木）ダイワロイネットホテル和歌山に於いて、ご来賓に、和歌山税務署から水川税務署長をはじめとする税務署幹部の方々をお迎えし、和歌山納税協会の臨時総会並びに第四十六回理事会が開催されました。

臨時総会は、松岡靖之会長（(株)紀陽銀行　代表取締役会長）を議長に「専務理事辞任に伴う理事一名補充選出」についての議案審議が行われ、全会一致で宮井計英理事について可決承認され臨時総会は終了いたしました。

臨時総会に続き、第四十六回理事会が開催され、第一号議案は、令和四年十一月十五日（火）に挙行されます納税表彰式における受彰者等の選定が行われ、全員が承認されました。

第二号議案では、納税協会の会員拡大について、役員の皆様に新会員のご紹介をお願いしました。

続く第三号議案　専務理事（業務執行理事）選定の件、第四号議案　専務理事報酬の件、第五号議案　前専務理事退職慰労金支給の件といずれの議案についても全会一致でご承認いただいた後、ご来賓を代表して水川税務署長より、ごあいさつを頂戴しました。

協会長感謝状の贈呈

第四十六回理事会の終了後、和歌山納税協会の組織強化や、財政基盤の充実に貢献された会員や関係者の方に対し、和歌山納税協会長から感謝状の贈呈が行われました。

受贈者の方は、以下のとおりです。（順不同・敬称略）

○協会の組織基盤の強化への貢献者

田谷　節朗　きのくに信用金庫
金森　清晃　株式会社 ＢＯＳＳ
金森　拓也　ＡＩＧ損害保険株式会社 和歌山支店

○協会の財政基盤の確立への貢献者

佐々木恵子　大同生命保険株式会社　和歌山営業部
谷口　勝紀　大同生命保険株式会社　和歌山営業部
古山　聡美　大同生命保険株式会社　和歌山営業部

また、贈呈式の結びにあたり、松岡会長からあらためて、会員の加入勧奨及び福祉制度の推進に対するお礼と、今後のご支援・ご協力をお願いする旨のあいさつがありました。

中学生の「税についての作文」形式審査会

今年で第五十六回目と歴史をもつ全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する「中学生の税についての作文」を和歌山納税協会は共催し、和歌山市内二十五校の中学校を対象に募集いたしました。うち参加中学校から、三七一四編の作文が提出され、令和四年九月七日（水）和歌山納税協会会議室にて、関係官庁の担当者、青年部会員ら約十五名での第一次審査となる形式審査会が行われ、約七％（二七三編）の優秀作文に絞り込まれました。

第二次審査からは、教職関係者により内容にも踏み込まれ、市内で授与される特別賞の候補や日本全国から選考されてくる内閣総理大臣賞をはじめ、財務・総務・文部科学各大臣賞等の候補となる作品の選考を行いました。

消費税のインボイス制度説明会

令和四年九月二十一日（水）・二十六日（月）和歌山地方合同庁舎五階共用会議室において、個人事業者の方々を対象としたインボイス制度説明会を開催しました。

講師の島 紀郎税理士より、消費税の基本的な仕組みから分かりやすく解説していただきました。

改正法人税法等の説明会

○　給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し
○　適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

などについての説明を予定しております。

日時：令和４年10月26日（水）
　　14：30～16：00
場所：和歌山県民文化会館　大ホール
　　（和歌山市小松原通一丁目１番地）
講師：和歌山税務署　法人課税部門職員

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により開催を中止させていただくことがありますので、和歌山納税協会のホームページ（https://www.nk-net.co.jp/wakayama/）をご確認の上、ご出席ください。

お申込みは不要です。
直接、会場にお越しください。

消費税のインボイス制度説明会

【個人事業者の方向け】
＊消費税の仕組みから知りたい方＊

近畿税理士会和歌山支部の税理士を講師に招き、消費税の仕組みからご説明します!!

今まで消費税の申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けの説明会

※インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。

日時：10月18日(火)・10月20日(木)
　　11月11日(金)・11月17日(木)　10:30～11:30
　　12月12日(月)・12月14日(水)　15:30～16:30

会場：和歌山地方合同庁舎
　　５階共用会議室

定員：各45名（事前予約制・先着順）

※ご予約は、和歌山納税協会事務局まで。
　電話073(423)8805

≪これからの行事予定≫

年月日	行事名	会　場	対　象
10月18日(火) 20日(木)	インボイス制度説明会	和歌山地方合同庁舎５階共用会議室	会員・一般
21日(金)	法人実務担当者研修会	和歌山納税協会２階会議室	法人実務担当者
26日(水)	改正法人税法等説明会	県民文化会館大ホール	法人
11月11日(金)	インボイス制度説明会	和歌山地方合同庁舎５階共用会議室	会員・一般
11日(金)	和歌山税務署長講演会	ダイワロイネットホテル和歌山	和優会会員
13日(日)	和歌山ジャズマラソン『e-Tax』広報	和歌山マリーナシティ	青年部会関係者
15日(火)	納税表彰式	ホテルグランヴィア和歌山	関係者
17日(木)	インボイス制度説明会	和歌山地方合同庁舎５階共用会議室	会員・一般
24日(木)	大阪国税局調査二部長講演会	ホテルグランヴィア和歌山	調査部会会員
29日(火)	第13回「納税協会青年の集い」大阪大会	ホテルニューオータニ大阪	青年部会会員
12月12日(月) 14日(水)	インボイス制度説明会	和歌山地方合同庁舎５階共用会議室	会員・一般

和歌山市からのお知らせ

＊便利です！確実です！！安心です！！！
市税の納付は便利な口座振替（自動払込）で

令和４年度の納期限

固定資産税・都市計画税
３期：令和４年11月30日（水）
４期：令和５年１月31日（火）

市県民税（普通徴収分）
３期：令和４年10月31日（月）
４期：令和４年12月28日（水）

令和４年度

固定資産税･都市計画税１、２期／市県民税１、２期／軽自動車税の納付は、もうお済みですか？
納期限を過ぎると延滞金等が加算される場合がありますので、まだ納めていない方は、今すぐ最寄りの金融機関でお納めください。
また、納付書を紛失された方は、市役所納税課まで、お問い合わせください。

和歌山市財政局税務部納税課　電話０７３－４３５－１０３８

退任のご挨拶

このたび９月22日の臨時総会におきまして、専務理事を退任いたしました。

2015年の就任以来７年間にわたりまして、税務当局をはじめ関係各位、納税協会役員そして会員の皆様には多くのご指導や温かいご支援をいただき誠にありがとうございました。深く感謝しております。私の後任として就任いたしました宮井専務理事にも一層のご支援をよろしくお願いいたします。

在任中は数多くの想い出がありますが、何よりも納税協会活動を通じて皆様方と出会えたことが私にとってはかけがえのないものとなりました。長い間、本当にありがとうございました。

最後に、皆様方のご事業の益々のご発展とご健勝を心より祈念いたしますとともに、納税協会への変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

尾上　好生

和歌山税務署からのお知らせ

＼簡単！便利な！／　キャッシュレス納付のご案内

金融機関等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

※　税金の種類に応じて、様々な納付方法がありますのでご紹介します。詳しい説明は、各問合せ先へお尋ねください。

国税	① ダイレクト納付 ② 振替納税	③ インターネットバンキング ④ クレジットカード納付
	国税についてのお問い合わせは ⇒ 和歌山税務署：073-424-2131	
県税	① スマートフォン ② 共通納税（eLTAX）	③ インターネットバンキング（ペイジー） ④ クレジットカード納付
	県税についてのお問い合わせは ⇒ 和歌山県税事務所　総務課：073-441-3394	
市税	① スマートフォン	② 口座振替
	市税についてのお問い合わせは ⇒ 和歌山市役所　納税課：073-435-1038	

消費税のインボイス制度について

令和５年 10 月１日から開始されます！！

令和５年 10 月１日から登録を受けるためには、原則、

令和５年３月 31 日までに登録申請を行う必要があります。

➢　e-Tax による早期の登録申請をお願いします。

※　インボイス制度の説明会や動画を準備しておりますので、下記の二次元コードからご確認下さい！

【説明会へ参加】　【動画を視聴】

年末調整に関するお知らせ

年末調整に関する情報は国税庁ホームページで

年末調整に関する動画やパンフレットが、国税庁ホームページの**「年末調整がよくわかるページ」**に掲載されます。

また、「扶養控除等（異動）申告書」、「基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」及び「保険料控除申告書」などの年末調整関係の用紙も「年末調整がよくわかるページ」から取得することができます。

年末調整がよくわかるページはコチラ

電子帳簿等保存制度について

ご存じですか？　電子取引データの保存方法

令和６年１月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます。

（※ 申告所得税・法人税に限る）

※　令和５年 12 月 31 日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています（事前申請等は不要）。

電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、**国税庁ＨＰ**をご確認ください。

国税庁 HP はコチラ　⇒

スマホ申告について